

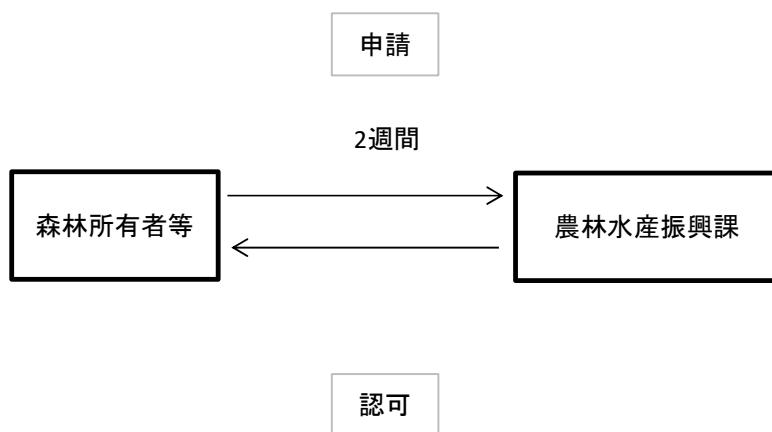
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	施業実施協定の認可	
処 分 の 概 要	施業実施協定の締結にあたって、当該協定を認可する。	
根 拠 法 令 名	森林法(昭和26年法律第249号)	
条 項	第10条の11の4第1項	
所 管 課	農林水産振興課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間
標 準 処 理 期 間		計 2週間
審 査 基 準	「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日3林野計第305号)に基づき審査する。 【根拠法令等】 森林法 第10条の11の4第1項 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。 市町村森林整備計画制度等の運用について(平成3年7月25日3林野計第305号)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、認可決定の予定日を申請者にお知らせする。